

青森県立中央病院で使用する電気の供給に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 6 年 12 月 25 日

青森県病院事業管理者 大 山 力

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

青森県立中央病院で使用する電気の供給

契約電力 2, 700 kW

予定使用電力量 11, 818, 100 kWh

(2) 供給期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 供給場所

青森県立中央病院（青森市東造道二丁目 1-1）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- 2 青森県財務規則（昭和 39 年 3 月青森県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 令和 5 年 6 月 12 日青森県告示第 404 号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和 6 年 2 月 13 日青森県告示第 86 号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電力の販売について入札の日までに A の等級に各付された者であること。
※ 上記資格を有しない者で入札に参加を希望する者は、入札の日の前日までに上記資格を取得することを条件に資格審査を受けることができる。資格の取得については、県ホームページ（名簿登載手続にリンク）を参照のこと。
- 4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年 1 月 21 日付け青管第 912 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第 9 号から第 16 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- 6 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- 7 財務規則第 128 条の 2 第 1 項に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係

数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たすこと。

8 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請時期及び場所等

1. 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2. 提出期限

令和7年1月15日（水）16時45分

3. 提出部数

1部

4. 提出場所

青森市東造道二丁目1番1号

青森県立中央病院 運営部 管理課

5 申請書は、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。

4 入開札の日時及び場所

1. 日時

令和7年2月5日（水）10時30分

2. 場所

青森市東造道二丁目1番1号

青森県立中央病院 3階 第一会議室

3. 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便として、入開札の前日までに到着するよう送付すること。

4. 開札の結果、落札となるべき入札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

5 その他

1. この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

2. その他、入札に関する詳細は、入札公告及び入札説明書による。

3. 本件公告に関する問合せ先

青森県立中央病院

運営部 管理課

電 話 017-726-8323

F A X 027-726-8325